

公益社団法人北九州市獣医師会狂犬病予防事業運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人北九州市獣医師会における狂犬病予防事業に関する事項について定め、それによって適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

第2章 狂犬病予防注射事業

(狂犬病予防注射事業)

第2条 狂犬病予防注射事業は狂犬病予防事業委員会（以下「委員会」という。）が中心となり運営され、狂犬病集合注射事業と狂犬病個人注射事業からなる。

(協定及び委託契約)

第3条 狂犬病予防注射事業に関する北九州市との協定及び委託契約は、会長がこれを行う。

(委託料)

第4条 狂犬病予防注射事業に係る小動物臨床会員への委託料は、年度ごとに理事会で決定する。

第3章 狂犬病集合注射事業

(業務)

第5条 委員会は以下の集合注射に関する業務を行う。

- イ. 集合注射前の北九州市との協議（日程、会場等）
- ロ. 出務回数及び出務時間の時間的平等配分
- ハ. 臨時職員、タクシーの調達
- ニ. 集合注射実施器材の整備調達
- ホ. 集合注射実施マニュアルの作成配布

(実施)

第6条 出務する者は小動物臨床会員で1病院1名とする。

2 業務担当理事は狂犬病集合注射事業を統括する。

3 出務予定日に出席が出来ない者がでた場合、別に定める緊急出務表の番号順により出席する。

- 4 小動物臨床会員が健康上の理由等により、集合注射業務への出務が困難な場合、狂犬病集合注射事業参加辞退届（様式1）とともに診断書の提出を行う。なお、辞退届および診断書の提出は年度ごとに行うものとする。
- 5 前年度の1月31日までに狂犬病集合注射事業参加辞退届を提出していない場合は、当該年度の狂犬病集合注射事業に参加するものとみなす。
- 6 集合注射業務への出務は、前年度末（3月31日）時点で満70歳以下とする。なお、この項は平成28年度までの猶予期間を設ける。

（藍島出務）

第7条 出務は別に定める藍島出務順位表により決定される。

2 藍島へ出務した場合は集合注射出務回数に算入される。

第4章 狂犬病個人注射事業

（業務報告）

第8条 個人注射の業務報告は、毎月月末締めで事務局に報告する。ただし、年度の締切りは2月20日とし、事務局に鑑札及び注射済票を返納する。

第5章 補則

（規程の改廃）

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

（委任）

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。

附則

1. この規程は、平成26年4月1日から施行する。
1. この規程は、平成30年3月24日から施行する。

様式1

狂犬病集合注射事業参加辞退届

令和 年 月 日

公益社団法人北九州市獣医師会会長

様

私は、平成 年度集合注射事業に健康上の理由により参加を辞退させていただきます。

また、本届とともに診断書を提出いたします。

氏名

⑩

現住所 〒

TEL

FAX